

公文書の公開と個人情報の運用状況

総務課総務法制係 ☎ 0824-73-1123

令和4年度の公文書の公開および個人情報の運用状況をお知らせします

市は、市政に関する情報を公開し、開かれた市政を推進することに努めています。

また、個人の権利利益の保護を目的に、市が保有する個人情報については、個人情報保護条例を制定し、適切な取り扱いに努めています。

公文書の公開請求などの状況						個人情報ファイルの届け出件数および個人情報開示の請求などの状況						
請求を受けた実施機関	請求件数	公開・非公開などの内訳				在否応答拒否	実施機関区分	ファイルの届け出件数	開示請求件数	開示・非開示などの内訳		
		公開	部分公開	非公開						開示	一部開示	非開示
市長	76	25	22	26	3	市長	367	3	2	1	—	
教育委員会	2	1	—	1	—	教育委員会	171	—	—	—	—	
選挙管理委員会	3	—	1	2	—	選挙管理委員会	2	—	—	—	—	
監査委員	3	—	1	2	—	監査委員	2	—	—	—	—	
公平委員会	3	—	1	2	—	公平委員会	1	—	—	—	—	
農業委員会	3	—	—	3	—	農業委員会	5	—	—	—	—	
固定資産評価審査委員会	3	—	—	3	—	固定資産評価審査委員会	3	—	—	—	—	
水道事業管理者	5	2	1	2	—	水道事業管理者	8	—	—	—	—	
病院事業管理者	3	—	—	3	—	病院事業管理者	4	—	—	—	—	
議会	4	—	1	3	—	議会	2	—	—	—	—	
合計	105	28	27	47	3	合計	565	3	2	1	—	

※表の件数はいずれも3月31日現在のものです。

※個人情報ファイル届け出件数とは、各実施機関で保有する個人情報を取り扱う事務の件数です。

※個人情報の訂正・削除・利用等中止の請求はありません。

市が保有する個人情報の開示請求をするには

個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」）の改正に伴い、4月1日から、地方公共団体にも個人情報保護法の全国的なルールが適用されることとなりました。

これにより、市が保有する個人情報の開示請求などについては、これまで庄原市個人情報保護条例に基づいていたものが、4月1日から法に基づく手続きとなりました。手続きは次の表のとおりです。

なお、個人情報の訂正、利用停止の請求など、個人情報保護制度に関する各種請求手続きの詳細は、市ホームページをご覧ください。



市ホームページ

個人情報の開示請求の手続き

請求できる人	本人、未成年者・成年被後見人の法定代理人、本人の委任による代理人(任意代理人)	
請求方法	開示請求書に必要事項を記入してください。窓口・郵送で請求できます。 ※請求書は、市ホームページからもダウンロードすることができます。	
添付書類	窓口で請求する場合(①)	本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証、保険証など)
	郵送で請求する場合(②)	<ul style="list-style-type: none"> 本人確認書類のコピー 住民票の写し(請求日前30日以内に作成されたもの。コピーしたものは不可)
	法定代理人による請求の場合	<ul style="list-style-type: none"> 法定代理人自身についての①または②の書類 戸籍謄本、その他法定代理人であることを証明する書類(請求日前30日以内に作成されたもの。コピーしたものは不可)
	任意代理人による請求の場合	<ul style="list-style-type: none"> 任意代理人自身についての①または②の書類 任意代理人の資格を証明する委任状(請求日前30日以内に作成されたもの。コピーしたものは不可)